

令和 8 年 安中市教育委員会 6 月期定例会 会議録

日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 3 5 分まで

場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	佐 藤 和 子
委 員	三 宅 豊
委 員	中 津 瀬 隆
委 員	村 山 裕 美

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	井 上 昇
総 務 課 長	東 崎 育 子
学校教育課長	佐 藤 崇
生涯学習課長	萩 原 和 人

書 記	佐 藤 直 子
-----	---------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和 8 年安中市教育委員会 6 月期定例会を開会します。
次第に従い、日程第 3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第 4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第 5「議事」に入ります。

それでは、報告、承認の議事に入ります。

報告第 13 号「安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」

事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 報告、第13号を読み上げた後、

青少年センターは、青少年補導、青少年相談、その他青少年の健全な育成や非行防止に必要な事業を行っております。

安中市青少年センター運営協議会は、青少年センターの円滑な運営を図るため、青少年センター条例第4条の規定に基づき設置されております。同条第2項に委員の定数、同条第3項に任期の規定がございます。

本年度は委嘱替えの年にあたり、新委員の委嘱につきまして、ご承認をいただくものでございます。

委嘱年月日につきましては令和8年4月1日、任期につきましては、安中市青少年センター条例第4条第3項の規定により、令和10年3月31日までの2年間でございます。

委嘱させていただいた方は、表の10名の方になります。

* 資料に沿って、「氏名」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第13号「安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので報告第13号「安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第 13 号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第 14 号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 報告、第 14 号を読み上げた後、

安中市社会教育委員につきましては、社会教育法第 15 条並びに安中市社会教育委員条例第 2 条、第 3 条、第 4 条の規定に基づき教育委員会が委嘱しております。

また公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第 29 条及び第 30 条並びに安中市公民館条例第 15 条第 2 項、第 3 項、第 4 項の規定に基づき教育委員会が委嘱しております。

社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱基準、定数、任期は全て同じ内容となっております。

委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から委嘱するとなっております。委員定数は、「20 人以内」、任期は「2 年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

社会教育委員は、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じ助言をし、必要な研究調査を行うという役割のほか、公民館運営審議会委員を兼務することにより、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、地域の課題や住民のニーズを把握して社会教育事業に反映させる役割も担っております。

このことから社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼ねてお願いしております。

本年度は委嘱替えの年にあたり、新委員の委嘱につきまして、ご承認いただくものでございます。

委嘱年月日は令和 8 年 4 月 1 日、任期は令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

委嘱させていただいた方は、表の 15 名の方になります。

* 資料に沿って、「氏名」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第14号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第14号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第14号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第22号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案、第22号を読み上げた後、

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第10条で、「社会教育関係団体とは法人であると否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としているものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定の申請が1件ございましたので、ご提案させていただきます。

* 資料に沿って、申請団体の各項目を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第22号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いですので、議案第22号「安中市社会教育関係団体の認定について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○ 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

◇ 総務課長

・物損事故による損害賠償に関する和解及びその損害額について

◇ 学校教育課長

・「安中市の学校教育」の冊子配布及び2学期学校訪問について

* それぞれ説明をおこなった。

◇ 教育部長

令和 8 年第 2 回 安中市議会定例会が 6 月 5 日から 6 月 1 9 日まで、会期 1 5 日間で開会されましたので報告させていただきます。

この度の議会の教育委員会関連の報告案件、議案はございませんでした。一般質問では、5 名の方から通告がありました。

＊ 一般質問の答弁について説明をおこなった。

以上、令和 8 年第 2 回 安中市議会定例会の報告となります。よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

他に何かございますか。

○ 岩崎教育長

他には、ないようですので

以上で、令和 8 年 安中市教育委員会 6 月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。